

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	事業地の障害児が車椅子を利用することで、座位を保ち、自由に移動できることによって、行動範囲が広がり、身体および精神面において健康的な生活を送ることが出来る。
(2) 事業の必要性(背景)	<p>ミャンマーの厚生省の調査によれば、人口の 2.32%が障害者であり、その内 25%が 16 歳以下の子どもで、貧しい家庭の子どもの脳性マヒによる障害児が最も多く、治療もほとんど受けられず、病院もヤンゴン等の都市部だけにある。子ども用車椅子はほとんどない状態で全く不足しており、緊急に必要であると国立リハビリテーション病院から強い要望を受けた。</p> <p>現在 JICA が保健省と国立リハビリ病院でリハビリ強化プロジェクトを 2013 年までの 5 年間で実施しており、リハビリに対する車椅子の必要性は高く、JICA の専門家の側面的支援も受け、当会が供与する車椅子の効果的な活用が期待できる。</p> <p>現地では子ども用車椅子は大変高価であり、かつ購入できる機会が極めて少ないため、日本から中古品を輸送した方がはるかに安価かつ効率的に提供できる。</p>
(3) 事業内容	<p>(イ) 車椅子の調達収集： 首都圏の特別支援学校 16 校の PTA から 40 台無償提供</p> <p>(ロ) 車椅子の修理・整備 日本国内で子ども用車椅子の整備を行う</p> <p>(ハ) 車椅子の輸送手配 (活動拠点福生市から海外供与先へ届くまで) 専門業者へ コンテナ積、海上輸送、現地陸上輸送の手配</p> <p>(ニ) リハビリ病院がミャンマー当局へ必要書類を提出し輸入許可・関税免除の手続きを行う。(保健省と輸入許可確認済) 通関後当会が責任を持って受け取り、供与先である国立リハビリテーション病院へ届ける</p> <p>(ホ) 引き渡し式の実施</p> <p>(ヘ) 現地受益者団体視察、維持管理の確認 2 名派遣</p> <p>(ト) 国立リハビリ病院の専門家(理学療法士・小児科医師)の指導で車椅子の適合した子どもに貸与する。なお、障害児が自宅の生活で車椅子が必要な場合は病院と保護者と貸与契約を結ぶ。</p>
(4) 持続発展性	<p>◎子どもの成長により、車椅子が適合しなくなった場合は、病院に返却し、他の必要な子どもに貸与する。</p> <p>◎また車椅子が長期的に使用できるように 破損や故障で不具合になった場合、当会は補修修理のために必要な部品を無償で提供する。</p> <p>◎故障修理が必要な場合は車椅子に貼ってあるステッカーの管理番号又は当該車椅子の写真を当会へ連絡すれば、当会は該当する必要な部品を無償で送る。病院内の修理所で補修修理は出来る。</p>

	<p>◎1年毎にモニタリング調査で車椅子の所在と台数確認し、更に2年後には現地での検証とプロジェクトの効果と評価を行う。</p> <p>車いすが緊急に必要な障害児が多く、全く充足されていないので、今後も継続的な供与して多くの障害児の福祉向上の発展に寄与する。</p>
<p>(5) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>◆障害児が車椅子を入手することで、自由に動け、外気や紫外線にふれて肉体的・精神的に健康状態が改善される。</p> <p>◆寝たきりであった子どもが在位を保たれて骨や筋肉の発達を助けられる。座って容易に食べたり、飲んだり出来る。</p> <p>◆背負ったり、抱かずに治療のために容易に病院やリハビリセンターに行けるようになる。</p> <p>◆将来社会人として自立自活するための素地を育成助長することが出来る。</p> <p>裨益者数</p> <p>直接的には、本案件により供与される車椅子を使用する障害児 40名。なお将来的に供与された車椅子を使用する障害児が、体の成長に伴い、当該車椅子が適合しなくなった場合、他の障害児に引き継がれる。</p> <p>間接的には、障害児が車椅子を使用することによって、介助が容易になり、施設の職員や家族にとって負担が大幅に軽減される。</p> <p>介助者(主に家族)約 40名 病院・リハビリセンター職員約 10名</p>